

# 防災集団移転促進事業に参加される方への補助について



防災集団移転促進事業（高台移転）に参加される方に対し、以下の補助を行います。

## 借入をされる場合

### 1. 住宅再建費用に対する借入金の利子相当額助成（年利率は8%以内）

・住宅建設（購入）	上限：	<b>457万円</b>	<u>（※444万円）</u>
・土地購入	上限：	<b>206万円</b>	
・住宅用地造成	上限：	<b>59.7万円</b>	<u>（※58万円）</u>

※住宅建築・造成工事等にかかる契約が5%の消費税で契約している場合は、  
（ ）内の上限額となります。

### 2. 住居の移転に伴う引っ越し費用、従前住宅の取り壊し費用など

上限： **80.2万円**

## 申請にあたっての注意事項

1. 金融機関から借入れをされる場合、事前申請となるので申請前に工事の着手や金融機関の融資契約（金銭消費貸借契約等）は行わないでください。
2. 建築工事請負契約については、申請前に契約を行うことも可としますが、契約行為（内容等）は自己責任となります。また、契約行為が補助金交付を確約するものではありません。

（メモ欄）

問い合わせ先

復興事業推進課 住宅再建支援係 ☎46-1379（内線682）

# 防災集団移転促進事業補助金手続きの流れ

## 事前準備

各種見積もり・融資申込みなど

- ※事情により、補助金申請前に建築工事請負契約を行うことも可とします。(強制ではありません)
- ※契約行為(内容等)は自己責任となります。
- ※契約行為が補助金交付を確約するものではありません。

貸付決定通知・売払決定通知受領後に申請をしてください

## 補助金申請

申請に必要な書類

- 様式第1号 補助金交付申請書
- 別添1、2 経費内訳
- 防災証明書の写し
- 納税状況等確認同意書
- 貸付決定通知書・売払決定通知書の写し
- 見積書の写し(住宅・造成・引越)
- 住宅の平面図・配置図の写し
- 融資申込書の写し(融資契約前)
- 融資償還予定表の写し(全期間回数分)
- 印鑑(認印可)

受理・審査

交付決定・通知

3週間程度

## 工事着手・融資契約

### ※変更・追加がある場合

- 様式第3号 変更承認申請書
- 別添1、2 経費内訳
- 変更にかかる書類
- 引越しの見積書
- 印鑑(認印可)

変更申請(引越費用等)  
引越し日の約1ヶ月前

## 完成・引越



## 実績報告

実績報告に必要な書類

- 様式第5号 実績報告書
- 別添1、2 経費内訳
- 家族全員の住民票の写し(住所移転後)
- 登記簿全部事項証明書(土地・建物)の写し
- 建物完成写真
- 融資契約書の写し
- 融資償還予定表の写し(契約日以後の日)
- 建築工事請負契約書
- ※変更がある場合は変更契約書の写し
- 領収書の写し
- ※契約額と一致すること。異なる場合は、変更内容を証明する書類を添付すること。
- 完成後の平面図の写し(変更がある場合)
- 建築確認検査済証の写し
- 印鑑(認印可)

受理・審査

交付額確定・通知

3週間程度

## 補助金請求

請求に必要な書類

- 様式第7号 補助交付請求書
- 預金通帳の写し
- ※申請者名義のもの
- 印鑑(認印可)

## 補助金受領